		(国土交通省28一巡)				
施策目標	建設市場の整備を推進する	建設市場の整備を推進する				
施策目標の概要及び 達成すべき目標	建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。					
		(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり				
-T (T /d- ID	目標達成度合いの 測定結果	(判断根拠) 業績指標123②は目標達成に向けた成果を示していないが、主要な業績指標122は 既に目標達成済であり、主要業績指標121及び123①は目標達成に向けて順調に推 移しているため、「③相当程度進展あり」と判断した。				
評価結果	施策の分析	安定的な建設投資の推移等により、建設企業の利益率等に改善が見られるが、引き続き技能労働者の担い手確保対策の更なる強化等を図ることが必要。また、建設業における社会保険等加入率については、直轄工事において元請等を加入企業に限定する措置等を実施しているが、更に加入徹底に努める必要がある。				
	次期目標等への 反映の方向性	建設業における社会保険等加入率については、地方公共団体発注工事における対策の徹底など、実態把握をしながら引き続き加入徹底に努める。今後とも、中小・中堅建設企業をはじめとした建設企業の経営基盤の強化や海外展開の推進を図るとともに、建設業における担い手の確保・育成に向けて、適正な賃金水準の確保や女性の更なる活躍など総合的な取組の強化を図る。				

								•	
	121 我が国企業のインフラシス	初期値		T	実績値	T	T.	評価	目標値
	テム関連海外受注高(建設業	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	рт іш	32年度
	の海外受注高) 1.0		1.2兆円	1.6兆円	1.8兆円	1.7兆円	1.5兆円	Α	2.0兆円
	年度ごとの目標値		_	_	_				
	122 専門工事業者の売上高営	初期値			実績値			評価	目標値
	122 専門工事未有の元工局呂 業利益率	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	піщ	30年度
業績指標	517.72	2.57%	2.57%	3.53%	4.07%	4.38%	集計中	Α	3.00%
大阪山水	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_	^	
		初期値			実績値			評価	目標値
	123 建設業における社会保険	23年	24年	25年	26年	27年	28年	рт іш	29年
	等加入率(①企業単位、②労働者単位)	①84% ②57%	①87% ②58%	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	①96% ②76%	①A ②B	①100% ②90%程 度(製造業 相当)
	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_		
	参94 公共工事の入札及び契	初期値	実績値					:	目標値
	約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(入	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	評価	28年度
	札監視委員会等第三者機関の 設置の状況)	97%	97%	100%	100%	100%	100%		100%
	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_		\setminus
	参95 建設関連業登録制度に	初期値	実績値				=17./#	目標値	
	係る申請から登録処理までの	21年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	評価	29年度
	所要日数の低減率	0%(63.89日)	30.3%(44.54日)	29.9%(44.76日)	30.2%(44.57日)	30.2%(44.60日)	31.1%(44.02日)		30%(44.72日)
	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_		
		初期値	実績値					評価	目標値
参考指標	参96「登録基幹技能者制度」	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	山川川	32年度まで
	に基づく登録基幹技能者の数	46,696名	39,783名	41,951名	46,696名	51,660名	56,977名		増加傾向 (を維持)
	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_		
		初期値			実績値			評価	目標値
	参97 女性技術者数・技能者数	26年時点	24年	25年	26年	27年	28年	а⊤іЩ	32年目途
		約10万人	約10万人	約9万人	約10万人	約10万人	約10万人		20万人
	年度ごとの目標値		_	_	_	_	_		

参98 35歳未満若3							評価・	目標値
新規に一定割合以		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計画	一年度
企業数	11,866社	_	_	_	11,866社	12,188社		-
年度ごとの目	目標値	_	_	_	_	_		

		区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額
		当初予算(a)	1,155	1,287	1,205	1,118	
		101 11 (4)					/
	予算の	補正予算(b)	94	0	250	-	
	状況			400			
	(百万円)	前年度繰越等(c)	0	100	0	_	
施策の予算額・執行額等		合計(a+b+c)	4 0 40	4 000	==		
【参考】			1,248	1,388	1,455	1,118	
			<0>	<0>	<0>	<0>	/
	劫が	万額(百万円)	1,038	1,265			
	1 241	1 版(口7711/					
	羽在庙	編載額(古方四)	100	0			
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用	用額(百万円)	109	123			

学識経験を有する者の知 見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
---------------------	------------------------

担当部局名 土地·建設産業局	作成責任者名	建設市場整備課 (課長 出口陽一)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------------------	--------	-------------------	----------	---------

業績指標121

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*

評価					
	A	目標値:2. 実績値:1. 初期値:1.	5兆円	(平成32年度) (平成28年度) (平成22年度)	

(指標の定義)

我が国の主要建設企業(海外建設協会会員企業)による海外建設工事受注高の合計額

(目標設定の考え方・根拠)

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では経済成長に伴う膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成21年~23年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、平成32年度までに年間2兆円までに伸ばすことを目標とする。なお、「建設業の新規年間海外受注高2兆円」は「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月17日閣僚会議決定)に明記された目標である。

(外部要因)

国内外の需要動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

(他の関係主体)

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者

日系製造業等の民間発注者 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣僚会議決定】

○インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定、平成28年5月23日改訂) 我が国企業が2020年に約30兆円(2010年:10兆円)のインフラシステムを受注することを目指す。 ※当該目標値2兆円については平成25年策定版別表にて記載あり。

【閣決(重点)】

○第4次社会資本整備重点計画

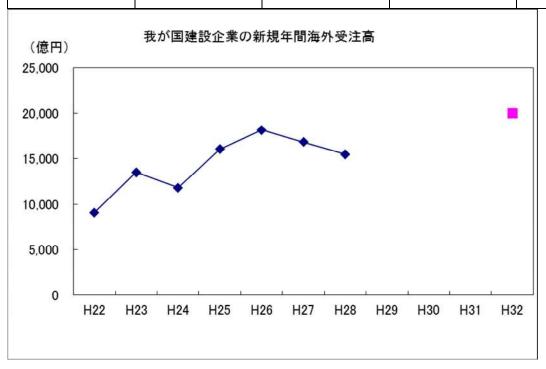
政策パッケージ4-3 (我が国の優れたインフラシステムの海外展開)

重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI):建設業の海外受注高:平成 32 年:2兆円

【その他】

なし

過去の実績値 (年度)							
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8			
11,828億円	16,029億円	18,153億円	16,824億円	15,464億円			



主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

①ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府主導で環境整備を推進するもの。具体的には、

- ・我が国建設産業のプレゼンス向上等を図るための二国間建設会議等の開催、トップクレーム等の活用等を通じた トラブルの解決
- ・相手国におけるセミナーの開催や関係機関と連携した国内研修の実施等を通じた新興国における建設関連制度の 整備・普及支援
- ・現地制度や市場情報を適時に分かりやすく提供する海外建設・不動産市場データベースの充実
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立

②ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、新ビジネスの展開や独自の技術・ノウハウの売り込みを促進するもの。具体的には、

- ・プロジェクトの構想段階から相手国政府と連携した PPP 案件等を含むプロジェクト参画における企業への支援
- ・独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小建設企業の構想段階から進出までの総合的支援
- ・地政学的に重要な拠点国の政府・企業と連携した我が国企業の進出が進んでいない第三国への展開支援等を実施している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 22 年度に実施した政策アセスメント (平成 23 年度予算概算要求)である「官民連携による海外プロジェクトの推進」及び平成 24 年度に実施した政策アセスメント (平成 25 年度予算概算要求)である「防災分野の海外展開支援」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ。平成 25 年度以降、海外建設受注高は大幅に増加し、平成 27・28 年度と若干の減少はあるものの、総じて平成 28 年度まで安定して 1.5 兆円以上の高い水準を示している。目標年度である平成 32 年度の目標値 2.0 兆円の達成に向けて順調に推移しているといえる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ビジネス環境整備においては、ミャンマーとの日麺円卓会議や、第4回日インドネシア建設次官級会合等の場で相手国制度の改善について議論した。また、RCEP(東アジア包括的経済連携)などの国際交渉にも積極的に参加し、外資企業への参入規制の緩和等を働きかけてきた。加えて、国内への招聘による我が国の制度整備・普及支援としては、政策研究大学院大学と連携し、ベトナム政府職員に対し土地制度の研修プログラムを提供した。このほか、データベースを通じた情報提供も継続的に実施している。
- ・ビジネス機会創出支援においては、スリランカ、バングラデシュ両政府に対し今後の日本との共同プロジェクト組成に向けた調整を実施した。中堅・中小建設企業支援としては、インドネシア・ベトナム・ミャンマーへのミッション派遣や国内での海外進出戦略策定セミナーを行ってきた。また、拠点国の政府・企業と連携した第三国への展開支援としては、平成28年3月に米国と連携し、フィリピンでの「質の高いインフラ」の提供を目指した日米共同インフラセミナーを開催したほか、平成29年3月にシンガポールと連携し、今後の第三国への共同展開を見据えた「生産性向上に向けた日・シンガポール共同セミナー」を開催したところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 24 年度の海外建設受注高の実績は平成 23 年度と比較して微減しているものの、平成 25 年度以降においては2兆円近くの受注を記録しており、目標達成に向け堅調に推移している。加えて、直近では上記のような各種セミナー等、「質の高いインフラ投資」を促す施策を講じているところであり、今後の受注高増加が見込まれることから A と評価した。引き続き、平成 32 年度の目標値の達成に向け、我が国建設業の海外展開を積極的に支援する。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 土地·建設産業局 国際課(課長 宮坂 祐介)

業績指標122

専門工事業者の売上高営業利益率

評	価		
		•	目標値:3.00%(平成30年度)
		Λ	実績値:集計中(平成28年度)
		Α	4. 38% (平成27年度)
			初期値・2 5.7% (平成2.4年度)

(指標の定義)

専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合(建設工事統計調査をもとに算出)

※専門工事業者の売上高営業利益率= (営業損益/完成工事高) × 100

※専門工事業=建設工事統計調査の職別工事業+設備工事業

(目標設定の考え方・根拠)

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、これまで続いた建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。

営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることで的確に 専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

平成24年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は2.9%であるため、平成30年度にはこれを上回る3.0%を目指す。

(外部要因)

建設投資の増減等

(他の関係主体)

専門工事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

該当なし

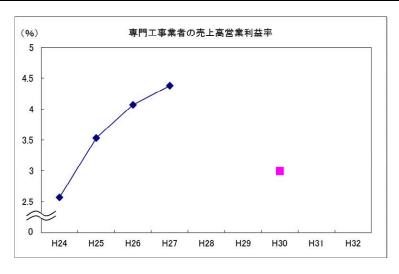
【閣決(重点)】

該当なし

【その他】

該当なし

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
2. 57%	3. 53%	4. 07%	4. 38%	集計中



主な事務事業等の概要

地域建設産業活性化支援事業の実施

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅の建設企業及び建設関連企業を支援するため、「地域建設産業活性化支援事業」を実施している。各地方整備局等に「活性化支援相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業等が抱える経営上の課題又は技術的な課題に関する相談申込を受け付け、各ブロックのエリア統括マネージャーによる統括の下、各分野の専門家により構成される活性化支援アドバイザーによる幅広いアドバイスを実施するとともに、担い手確保・育成又は生産性向上に資するモデル性の高い取り組みについては、重点支援を実施する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

平成 28 年度については集計中であるが、平成 27 年度については、一定の経営体質の強化及び建設投資の増加という外部要因もあって目標値を達成しており、順調に推移しているといえる。

(事務事業等の実施状況)

地域建設産業活性化支援事業の実施状況

<相談支援>

平成 27 年度: 877 件、平成 28 年度: 716 件

<重点支援>

平成 27 年度: 39 件、平成 28 年度: 35 件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値を達成したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考えるが、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、平成29年度より実施する「建設産業生産性向上支援事業」の活用を図ること等により、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。なお、目標値については、建設投資の動向や平成28年度の実績値を分析し、見直しの要否を検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 土地·建設産業局建設市場整備課(課長 出口 陽一)

業績指標123

建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位)

評価	
①A	目標値: ①100% (平成 29 年) ②90%程度(製造業相当) (平成 29 年)
②B	実績値: ①96% ②76%
	初期値: ①84% ②57%

(指標の定義)

・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果(国土交通省)

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年 10 月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約 16 万人)の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の加入状況調査を行った結果。

<企業単位>

社会保険等加入率

=社会保険等に全て加入している企業数/公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数×100

<労働者単位>

社会保険等加入率

=社会保険等に全て加入している労働者数/公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数×100

(目標設定の考え方・根拠)

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」(平成26年1月)においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

厚生労働省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

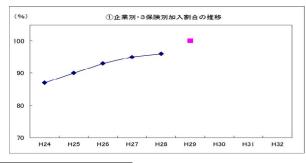
【閣決(重点)】

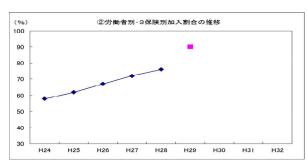
なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
187% 258%	190% 262%	193% 267%	195% 272%	①96% ②76%





主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

①社会保険未加入対策推進協議会の設置

関係者が一体となって取組を進めるため、建設業団体、学識経験者、行政(国土交通省、厚生労働省)で構成する 協議会を開催し、情報共有や意見交換を行っている。

②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、建設業許可更新時における保険加入状況の確認、指導を行っている。

③公共工事における対策の実施

国土交通省の発注する工事において、段階的に取組を実施し、保険加入企業に限定する措置を実施している。

④建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月より施行した。

⑤法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事では必要な法定福利費を予定価格に反映
- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出することで、見積もり段階での法定福利費確保を図る
- ⑥相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①については堅調に推移している。
- ②については上昇しているものの、目標年度での目標値への到達が難しいといえる。

(事務事業等の実施状況)

平成28年7月28日に下請指導ガイドラインを改訂し、未加入の労働者の取扱いについて通知した。また、同ガイドラインの解釈について、事務連絡等で業界団体や都道府県を通して周知し、正しい認識の浸透に努めた。さらに、小規模事業者にも加入に必要な原資となる法定福利費が行き渡るよう、主に下請企業を対象とした法定福利費セミナーを全国で開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

取組の5カ年の計画期間が経過したことを踏まえ、「社会保険未加入対策推進協議会」の名称を「建設業社会保 険推進連絡協議会」に変更し、引き続き意見交換等を行う。

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇しているものの、地域によって取組に温度差があることが課題であるため、今後、地方公共団体発注工事についても直轄工事と同様の措置を求める(直轄工事では、平成 29 年 4 月から二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定している)とともに、民間発注工事においても対策を講じるなど、実態把握をしながら加入徹底に努める。

また、法定福利費を工事の請負金額の中で確保するために、法定福利費の明示を定着させる対策を検討する。 以上の施策に取り組むことにより、更に保険加入を徹底することから①についてはAと評価した。

なお、②については、加入率は上昇しているものの、目標値に比して未だ相当程度の差が見られることからBと評価した。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 土地·建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室(室長 矢吹 周平)